

仕様書（案）

1 件名

伊勢崎市介護予防普及啓発事業いきいきエイジング教室業務委託

2 目的

高齢者ができる限り介護状態になることを防ぎ、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送るためには、フレイルを予防することが重要である。本事業の教室に参加することで、フレイル予防に関する知識や方法を学び、主体的、継続的に取り組む意欲を高めることを目的とする。

3 対象者

市内在住の65歳以上の人

4 履行期間

令和7年8月1日から令和8年3月27日まで

5 履行場所

〇〇〇

6 教室内容

教室の実施にあたっては、以下のうち少なくともいずれかの内容を実施すること。

(1) 運動機能の向上

運動機能の低下により、生活機能への影響が予測され、要介護状態となるおそれのある高齢者に対して、日常生活を維持・改善するために必要な運動機能向上プログラム等を行う。

(2) 栄養の改善

低栄養状態になるおそれのある高齢者に、日常生活を維持・改善するために必要な栄養改善プログラム等を行う。

(3) 認知機能の低下予防

認知機能低下のおそれのある高齢者に、認知機能の低下を予防するための運動プログラムや脳トレ等を行う。

7 教室名

〇〇〇

8 参加費用

利用については無料とする。

9 実施回

(1) 回数及び時間

1 教室全6回とし、1回あたり60分以上とする。

ア 途中回からの参加も可能とする。

イ やむを得ない事情により実施日時の変更を行うときは、発注者の了解を得た上で参加者へ周知、連絡等を行うこと。

ウ 災害・感染症への対応等、公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、発注者と協議の上、実施を中止すること。その場合、中止した回数分の委託料については支払わないこととする。

(2) 実施日

実施回ごとの間隔は、最短で1週間、最長で2週間として実施日を決定すること。

10 設備に関する基準

(1) 会場

受注者は講座の実施にあたり、受注者自身で会場を確保して実施するか、発注者と協議して決定する会場において実施するか選択するものとする。前者の場合は、以下の要件を満たした会場で実施すること。

ア 伊勢崎市内に所在すること。

イ プログラムに適した広さを有し、十分な感染症対策を講じることができるとともに、消防法に規定する消防用設備等やその他の非常災害に際して必要な設備並びに本事業の実施に必要な設備及び備品等を備えていること。

ウ 全6回にわたり、同一の場所で実施すること。ただし、プログラムのため、会場の近隣に外出しても差し支えない。その場合は、「実施内容」に明記するとともに、参加者の安全面を考慮して人員を必要数配置すること。

(2) 機器資料等

受注者がすべて、機器の準備や、資料等の配布を行う。

11 講師

講師の資格要件は、講座の目的に応じて次の通りとし、講師1名以上を常時配置すること。可能な限り、毎回同じ講師が実施することとし、異なる講師が実施する場合は、講師間の情報共有により、一貫した目的とすること。また、安全面や実施プログラム内容を考慮して、必要に応じて適切な人員を増員すること。

(1) 運動機能の向上

理学療法士や作業療法士など、介護予防に資する運動の指導経験が1年以上あると認められる者

(2) 栄養の改善

管理栄養士や栄養士など、栄養の改善に資する指導経験が1年以上あると認められる者

(3) 認知機能の低下予防

認知機能の低下予防に資する運動プログラムや脳トレ教室等の指導経験が1年以上あると認められる者

12 参加者

(1) 定員

定員は10名以上20名程度とし、安全面を考慮し、実施場所に適した人数設定とすること。

(2) 募集

参加者の募集は受注者が行うこととし、自ら作成したチラシ等を用いて、日頃から受注者の事業所を利用している方のみにならないよう、広く事業の周知や募集に努めること。

なお、募集の際は市の委託事業であることが判別できるよう事業名（令和7年度伊勢崎市介護予防普及啓発事業いきいきエイジング教室）と一文（この教室は、伊勢崎市地域包括支援センターの委託事業です）を明記すること。

(3) 参加者名簿

教室の参加が確定した者の氏名、住所及び生年月日を記載した参加者名簿を作成し、教室の第1回開催日から30日以内に発注者へ提出すること。

13 業務委託料

全6回 198,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※実施回数が6回に満たなかった場合は、1回あたりの単価33,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）×実施回数分を受注者に支払う。

14 安全管理

事故防止策の徹底や事故時の適切な対応に努めること。

15 傷害保険

受注者は、実施中、参加者の安全確保および事故防止に努めるとともに、事故に備え傷害保険等に参加し対応すること。

16 個人情報保護

個人情報取扱特記事項を遵守すること。

17 再委託

受注者は、書面により事前に発注者の承認を得た場合に限り、本業務に係る全部又は一部を、第三者に再委託できるものとする。

18 業務報告

受注者は講座終了後、30日以内に「実績報告書」及び「業務完了報告書」を発注者に提出すること。

19 支払い方法

業務完了後一括支払いとし、受注者の請求に基づき、30日以内に支払うものとする。また講座に使用する資料代及び会場利用料等に関しても、委託料に含めるものとする。

20 その他

- (1) 業務にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 打合せ等は業務の責任者が立ち会うこと。
- (3) 業務の実施にあたっては、感染症に係る市の方針に従うこと。
- (4) 本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた事項に関しては、両者が協議のうえ決定する。